

はあとふる

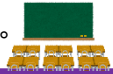


Info. / 4

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備で、全部で8項目あります。「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、過度の負担のない範囲で対応していきます。「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しながら進めていくことが重要です。国立特別支援教育総合研究所ホームページに実践事例が掲載されていますので、参考にしてください。

① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

・通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場の提供。



② 専門性のある指導体制の確保

・校内委員会の設置。
・特別支援教育コーディネーターの指名。
・外部の専門家を活用した指導体制の整備。



③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

・個々の子どもの障害の状態等に応じた計画的、組織的な指導内容や指導方法の工夫。



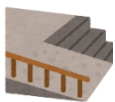
④ 教材の確保

・音声教材等の整備の充実。
・電子黒板、拡大教科書、デジタル教科書等の活用。



⑤ 施設・設備の整備

・学校施設のバリアフリー化など障害に適應した教育を実施する上で必要とする施設・設備の整備。



⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

・専門性の向上を図るための研修の計画・実施。
・特別支援教育支援員や看護師等の配置。



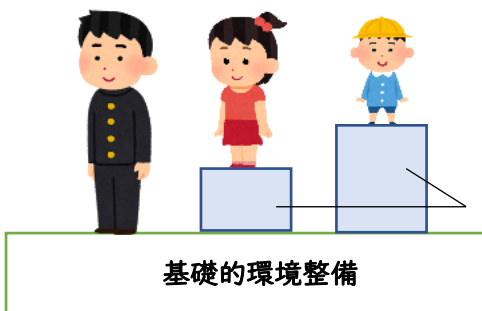
⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

・個別指導、習熟度別指導等指導体制の工夫。
・柔軟な教育課程の編成。



⑧ 交流及び共同学習の推進

・居住地校交流。
・特別支援学校と幼・小・中・高との交流及び共同学習。
・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習。



特別支援学校のセンター的機能を是非ご活用ください！
お電話、メールでご相談ください。



※参考※

文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(H24.7.13)

文部科学省「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告 参考資料4 合理的配慮と基礎的環境整備の関係性」(H24.2.13)